

# 暮らし

## 各種届出

### 窓口での本人確認 (問①)

#### ◆なりすまし防止にご協力を

本人になりすましての虚偽の届出や各種証明書の不正請求をする事件が発生しています。これにより法律の改正が行われ、窓口に来られた方に本人であることを確認できるものを提示していただいています。

ご理解とご協力をお願いします。

#### 【本人確認が必要な手続き】

##### 証明書の請求

住民票・戸籍に関する証明書、市税に関する証明書、身分証明書\*など

##### 届出

住民異動届出	転入、転出、転居、世帯主変更、世帯分離、世帯合併など
戸籍届出	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁、認知、不受理申出など

\*禁治産や破産宣告などを受けていないことを証明する書類

#### 【本人確認のためのもの】

書類の種類	書類の例	必要数
官公署発行の顔写真付き本人確認書類	マイナンバーカード、運転免許証、顔写真付き住民基本台帳カード、パスポート、身体障害者手帳、療育手帳など	1
上記以外	健康保険証、介護保険証、後期高齢者医療保険証、学生証、年金手帳、年金証書、住民基本台帳カード(顔写真なし)など	2以上

※本人確認できるものがない場合、店頭での質問や、文書で通知をすることがあります

※郵送による証明書請求の場合は、上記の本人確認書類の写しを添付してください

### 戸籍に関する届出 (問①)

#### ◆届出の受付時間

届出は土・日・祝日に関係なく24時間受け付けています。ただし、業務時間以外は宿日直室にて受け付けます。

戸籍関係の届出には、次に掲げる出生届や死亡届、婚姻届以外にも、離婚届、入籍届、転籍届、分籍届、認知届、養子縁組届、養子離縁届、氏名の変更届、不受理申出などがあります。

これらの手続きについては、市民課へお問い合わせください。

### 出生届 (問①)

子ども医療費助成、児童手当は (問②)

#### ◆届出期間

出生の日を1日目として、14日以内。(ただし14日目が休日の時は、休日の明けた日まで)

#### ◆届出義務者

- ①父または母
- ②同居者
- ③出産に立ち会った医師または助産師
- ④その他の立会者 の順

#### ◆届出に必要なもの

- ①出生証明書 (出生届の右欄)
- ②母子手帳
- ③子ども医療、児童手当申請に必要なもの
  - ・保護者名義の預金(貯金)通帳
  - ・子が加入する予定の健康保険証
  - ・父母のマイナンバーカード(交付者のみ)または、通知カード

### 死亡届 (問①)

#### ◆届出期間

死亡の事実を知った日から7日以内。

#### ◆届出義務者・資格者

- ①親族
- ②同居者
- ③家主・地主・家屋管理人・土地管理人
- ④後見人など

## ◆届出に必要なもの

- ①死亡診断書または死体検案書
- ②和みの杜（火葬場）を利用される場合は、和みの杜使用料

## ◆和みの杜（火葬場）（問③）

「和みの杜（なごみのもり）」は、勝山市営の火葬場です。

【住所】勝山市昭和町2丁目9番1号

## 利用料金

	市内	市外
13歳以上	1万円	5万円
13歳未満	5,000円	2万5,000円
死産	3,000円	1万5,000円
胎盤	1,000円	5,000円

## 利用時間

	火葬時間
第1回	午前11時30分
第2回	正午
第3回	午後 0時30分
第4回	午後 2時00分
第5回	午後 2時30分

## 利用方法

- ①電話などで市民課へ希望する時間が空いているか確認してください。空いていれば、そのまま予約できます（24時間予約可能）
- ②死亡届の提出時に、「和みの杜使用許可証」を発行します。その際に利用料金を納めてください
- ③火葬時に許可証を和みの杜の管理人に提出してください
- ④火葬後に「火葬済み証明書」を受け取ります

## 婚姻届（問①）

## ◆届出期間

特にありません。

## ◆届出に必要なもの

- ①本人確認できるもの ※8ページ参照
- ②届書の提出先が夫婦の本籍地の市区町村役場ではない場合は、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※10ページ参照

- ③婚姻届と同時に転入される場合は転出証明書  
※住所変更は開庁時間（平日午前8時30分～午後5時15分）内であればできません

## 離婚届（問①）

## ◆届出期間

特にありません。

## ◆届出に必要なもの

- ①本人確認できるもの ※8ページ参照
- ②届書の提出先が夫婦の本籍地の市区町村役場ではない場合は、戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）※10ページ参照

## 住民の異動に関する届出

## 転入届（問①）

市外から市内に住所を移すときに必要です。

## ◆届出期間

転入した日から14日以内。

## ◆届出する方

本人（本人以外の方が来られる場合は委任状が必要です）

## ◆届出に必要なもの

- ①転出証明書
- ②本人確認できるもの ※8ページ参照
- ③マイナンバーカード・住民基本台帳カード（交付者のみ）
- ④転入により世帯主が変更となる場合  
国民健康保険証（加入者のみ）

**転出届 (問①)**

市内から市外に住所を移すときに必要です。

**◆届出期間**

あらかじめ転出する前に。

**◆届出する方**

本人または同一世帯員の方。

**◆届出に必要なもの**

- ①本人確認できるもの ※8ページ参照
- ②国民健康保険証 (加入者のみ)
- ③介護保険証 (交付者のみ)
- ④後期高齢者医療保険証 (加入者のみ)
- ⑤印鑑登録証 (登録者のみ)
- ⑥マイナンバーカード・住民基本台帳カード (交付者のみ)
- ⑦その他、市発行の各種保険証・受給者証など  
転出届を行うことで、「転出証明書」が発行されます。新しく住民登録をされる市区町村へ転入届と併せて提出してください。

なお、転出証明書は、郵送でも請求できます。詳しくは、市民課までお問い合わせください。

**転居届 (問①)**

市内で住所を変更するときに必要です。

**◆届出期間**

転居した日から14日以内。

**◆届出する方**

本人または同一世帯員の方。

**◆届出に必要なもの**

- ①本人確認できるもの ※8ページ参照
- ②マイナンバーカード・住民基本台帳カード (交付者のみ) または通知カード
- ③国民健康保険証 (加入者のみ)
- ④介護保険証 (交付者のみ)
- ⑤後期高齢者医療保険証 (加入者のみ)

**その他世帯の変更などの届出 (問①)**

その他世帯の変更届には、世帯主変更届、世帯分離届、世帯合併届などがあります。

これらの手続きについては、市民課へお問い合わせください。

**◆届出期間**

変更した日から14日以内。

**各種証明書交付請求****戸籍全部事項証明書 (戸籍謄本)、戸籍個人事項証明書 (戸籍抄本) などの交付請求 (問①)****◆請求できる方**

- ①本人等 (戸籍の名欄に記載のある人)
- ②上記の者の配偶者、直系尊属 (父母等)、直系卑属 (子等)
- ③第三者 (本人の代理人として請求される場合は、請求理由などを明らかとした委任状が必要です)
- ④上記以外の方が請求する場合には事前にお問い合わせください

**◆交付請求に必要なもの**

- ①代理人の場合は委任状
- ②本人確認できるもの ※8ページ参照

**◆手数料**

種 類	手数料 (1通)
戸籍全部事項証明書*1 (戸籍謄本)	450円
戸籍個人事項証明書*2 (戸籍抄本)	450円
除籍、改製原謄抄本	750円
附 票	300円

\*1…同一戸籍内全員が記載されたもの

\*2…個人のみ記載されたもの

戸籍関係証明書は郵送でも請求できます。詳しくは市民課までお問い合わせください。

## 住民票の写しの交付請求（問①）

### ◆請求できる方

- ①本人または同一世帯員の方
- ②その他（代理人の場合は本人の委任状が必要になり、使用目的を記入していただきます）

### ◆交付請求に必要なもの

- ①代理人の場合は委任状
- ②本人確認できるもの ※8ページ参照

### ◆手数料

1通につき300円

住民票の種類	内容
謄本	同一世帯全員記載されたもの
抄本	個人のみ記載されたもの

### 住民票は時間外でも受け取り可能

平日の受付時間中に電話でご予約いただき、宿日直室でお渡し（本人または同一世帯員の方のみ）します。

また、郵送でも請求できます。詳しくは市民課までお問い合わせください。

## マイナンバーカードの交付（問①）

- ・マイナンバーの提示が必要な様々な場面でマイナンバーを証明する書類として利用できます
- ・本人確認の際の身分証明書として利用できます（申請は任意です（希望の方のみ））
- ・印鑑登録証や図書館利用カードとしてご利用できます（申請が必要です）

### ◆受け取りできる方

- ①本人
- ②法定代理人（15歳未満および成年被後見人の場合）※本人の同席が必要です
- ③代理人（長期入院や施設入所などやむを得ない場合のみ）※やむを得ない理由を証明するものと委任状などが必要です

### ◆受け取り方法

交付申請後、約1か月後にマイナンバーカード交付のお知らせを郵送します。届きましたら、受け取りのご予約をしていただき、必要書類を持っ

て、市民課の窓口にお越しください。

市民課、各まちづくり会館、各コミュニティセンター、すこやか、図書館、ジオアリーナでは交付申請のサポートを行っています。無料で顔写真撮影サービスも行っております。

## 印鑑登録（問①）

マイナンバーカードを印鑑登録証として利用できます。

すでにお持ちの印鑑登録証をマイナンバーカードに無料で変更できます。ご希望の方は両カードを持って市民課の窓口までお越しください。

### ◆登録に必要なもの

- ①登録する印鑑（登録できない印鑑もありますので、事前にお尋ねください）
- ②本人確認できるもの（官公署発行の顔写真付きのもののみ。お持ちでない場合は、申請確認書を本人あてに郵送し、持参いただいてからの交付となります）
- ③マイナンバーカード（マイナンバーカードに登録する場合）
- ④手数料 300円（印鑑登録カード作成費用）  
※マイナンバーカードに登録する場合は無料

### ◆印鑑登録証を申請できる方

勝山市に住民登録をしている15歳以上の方。ただし、15歳～17歳の方は、法定代理人（印鑑登録している方）の同意が必要です。

### ◆代理人による申請

代理人は勝山市で印鑑登録をしている方に限ります。即日交付はできません。

#### 登録に必要なもの

- ①登録する印鑑（登録できない印鑑もありますので、事前にお尋ねください）
- ②代理人の印鑑（登録してある印鑑）
- ③委任状

## 印鑑登録証明書の交付請求（問①）

### ◆請求できる方

- ①本人
- ②代理人（代理人の場合、委任状は必要ありませんが、交付の際には必要な方の住所・氏名・生年月日を記入していただきます）

（次ページに続く）

## (続) 印鑑登録証明書の交付請求 (問①)

### ◆交付請求に必要なもの

- ①証明書が必要な方の印鑑登録証 (カード)
- ②マイナンバーカードに印鑑登録をされている方は登録者のマイナンバーカードおよび暗証番号
- ③本人確認できるもの ※8ページ参照

### ◆手数料

1通につき300円

## 国民健康保険 後期高齢者医療制度

国民健康保険・後期高齢者医療制度に関する届出にマイナンバー(個人番号)の記載が必要です。

## 国民健康保険 (問②)

### ◆国民健康保険制度

国民健康保険は、皆さんが病気やケガをしたときなどに安心して診察や治療が受けられるように、加入者(被保険者)が国民健康保険税を出し合っ、医療などを受ける制度です。

国民健康保険の運営は県と市が共同で行っています。

※国民健康保険税については16ページ参照

### ◆国民健康保険の加入と脱退

加入保険の変更、住所変更などがあつた場合、14日以内に必ず届け出てください。

### ◆保険給付

病気やケガなどの場合、保険証を提示すれば一部負担金を支払うだけで、医療を受けられます。

分類	負担割合
未就学児	2割
小学生以上 69歳以下	3割
70歳以上	2割 (一定以上所得者は3割)

## 新型コロナウイルス感染症関連 国民健康保険資格証明書の取扱い

新型コロナウイルス感染症の疑いで「帰国者・接触者外来」を受診する場合および軽症者等の宿泊療養ならびに自宅療養期間中の受診において医療機関窓口で資格証明書を保険証として取扱います。

### ◆療養費

次のような場合に支払った費用は市に申請して認められると、医療費が後から支給されます。

- ①不慮の事故などで国民健康保険を扱っていない病院で治療を受けたり、旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けたとき
- ②コルセットなどの補装具代

### ◆海外療養費

海外渡航中に治療を受けた場合に支払った費用は、市に申請して認められると医療費が後から支給されます。

ただし、海外渡航前に必ず市役所で必要書類を入手してください。

### ◆高額療養費

同じ月内の医療費の自己負担額が高額となり、申請をして認められた場合、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給します。

該当世帯には、市が申請のお知らせを送付します。自己負担限度額は所得や年齢で異なります。

### ◆高額療養費資金貸付

「高額療養費」の支給を受けることが見込まれる方を対象に高額療養費資金の貸付を行っています。

### ◆限度額適用認定証

加入者が入院する場合や高額な外来診療を受ける場合は、市に申請をして認められると、「限度額適用認定証」が交付され、その認定証を医療機関などに提示することにより医療費の医療費負担が限度額までとなります。

### ◆入院時食事療養費および入院時生活療養費

入院中の食事にかかる費用のうち、標準負担額

を医療費とは別に負担します。

市民税非課税世帯の方は、申請すれば食事代の負担が少なくなります。

### ◆出産育児一時金

被保険者が出産したとき、その被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として40万8千円が支給されます。(産科医療補償制度に加入する医療機関で出産した場合は1万2千円加算され42万円となります)

医療保険者から病院へ出産育児一時金を直接支払うため、事前に多額の現金等を準備する必要はありません。(42万円を超えた場合は差額を負担する必要があります)

### ◆葬祭費

被保険者が亡くなったとき、亡くなった方の葬祭を行った人(喪主)に対し、葬祭費として5万円を支給します。

### ◆国民健康保険税の軽減特例

非自発的失業(倒産、解雇、雇止めなど)された65歳未満の方で雇用保険受給資格者証の離職コードが11、12、21～23、31～34に該当する場合、申請により国民健康保険税の軽減が受けられます。

## 後期高齢者医療制度 (問②)

### ◆制度の概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する医療制度です。対象となる方は、個人単位で保険料を支払い、医療サービスなどを受けることができます。

福井県のすべての市町が加入する福井県後期高齢者医療広域連合が運営主体となります。

### ◆対象(被保険者)となる方

#### 75歳以上の方(全員)

75歳の誕生日当日から加入することとなります。保険証は誕生日までに送付されます。

(加入の申請は必要ありません。)

#### 65歳～74歳の方で、一定の障がいのある方(任意加入)

希望される方は、市に申請し、認定を受けてく

ださい。

### ◆保険証(被保険者証)

一人に一枚、保険証が交付されます。医療機関の窓口で提示してください。

保険証は毎年8月1日に切り替わります。有効期限は翌年の7月31日までとなります。

### ◆保険料

一人ひとりの所得に応じた保険料を納めることになり、これまで保険料を負担していなかった方も納めていただくこととなります。

保険料の納め方は、次の2通りに分かれます。

- 年金からのお支払い(年金天引き)
- 口座振替(または納付書)によるお支払い

### ◆保険料の算定方法

保険料は、加入者一人ひとりが平等に負担する「均等額割」と所得に応じて負担する「所得額割」の合計で決まります。保険料(年額)の限度額は66万円となっています。所得が少ない方は世帯や個人の所得水準に合わせて保険料が軽減されます。

また、後期高齢者医療制度に加入する前日まで社会保険等の被扶養者であった方は、資格取得から2年間については均等額割は5割軽減され、所得額割もかからないため、年額2万4,800円となります。

### ◆保険料の減免

次のような場合に一定の条件を満たしていれば、市に申請して広域連合より認められると保険料が減免されます。

- 震災・火災などの災害により、住宅・家財などの財産について著しい損害を受けた場合
- 加入者または、その属する世帯の世帯主の収入が、事業または業務の休廃止、事業における著しい損失、失業などにより著しく減少したこと
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入が減少した場合

その他、特別な事情により保険料の納付が困難な場合は、お早めに市にご相談ください。

(次ページに続く)

## (続) 後期高齢者医療制度 (問①)

### ◆一部負担金

医療機関の窓口で支払う一部負担金の割合は、外来・入院ともかかった費用の1割ですが、所得の高い方(現役並み所得者)は3割負担(負担割合は、保険証に表示)です。なお、令和4年10月よりこれまで1割負担だった方のうち一定以上の所得のある方は2割負担となります。

所得の判定は、前年の所得により毎年8月1日に見直しを行っています。また、世帯員の変動や税金の修正申告などがあった場合は、月単位で負担割合の見直しを行います。

### ◆限度額適用・標準負担額減額認定証

住民税が非課税の世帯に属する方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、定められた限度額(所得により異なる)を超える自己負担額を医療機関の窓口で支払う必要がなくなります。

また、入院時食事代の自己負担額もこの認定証を提示することで減額の対象となります。希望される方は、市に申請してください。

### ◆高額療養費

1か月の医療費の自己負担額が定められた限度額(所得により異なる)を超えた場合、その超えた分が申請された口座に振り込まれます。

該当者には、広域連合から申請のお知らせをします。一度申請すれば、2回目以降は自動的にその口座に振り込まれます。

### ◆葬祭費

加入者が亡くなったとき、葬祭費として葬祭を行った人(喪主)に対して5万円を支給します。

### ◆療養費

次のような場合、医療機関の窓口でいったん全額を支払いますが、市に申請して広域連合に認められれば自己負担分以外が後から支払われます。

- ・不慮の事故などで、保険診療を行っていない病院で治療を受けたり、旅先で急病になり保険証を持たずに診療を受けたとき
- ・医師が必要と認めたコルセット・義足などの治療用装具を購入したとき

- ・医師が必要と認めた、はり・きゅう・マッサージなどの施術を受けたとき

## 国民年金

### ◆国民年金とは (問①)

国民年金はすべての公的年金の基礎となるものです。国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、公的年金に加入することが義務付けられています。

### ◆国民年金の加入者 (問①)

	どんな人が?	加入・喪失の届出は?	保険料の納付は?
第1号被保険者	学生・無職 自営業者など	市役所窓口 に届出	自分で納付
第2号被保険者	会社員・公務員など	勤務先が届出	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者	配偶者の勤務先が届出	なし(配偶者の制度が負担)

### ◆任意加入者 (問①)

「受給資格期間が不足している」「年金額が満額に達しない」60歳以上65歳未満の方や、海外へ転出される方。

※市または年金事務所で届出をする必要があります

### ◆国民年金(第1号被保険者)加入の手続き (問①)

退職(厚生年金喪失)、任意加入などで国民年金に加入される方は、14日以内に手続きをしてください。

20歳になった方(厚生年金または共済年金加入者を除く)には、国民年金加入のお知らせが送付されます。

## ◆保険料を納めるのが困難な場合(問①)

市または年金事務所で、免除・猶予制度を申請することができます。

### 学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定額以下の場合

### 納付猶予申請

50歳未満の方で本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

### 免除(全額免除・一部納付)申請

本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合

※(特例として)失業・倒産などや天災などの場合に限り、それらを示す書類を添付することで、前年所得があっても免除を受けられる場合があります

※産前産後の一定期間の国民年金保険料が免除される制度が平成31年4月から始まりました。希望される方は市または年金事務所へ申請してください

## 市税

## 市・県民税(住民税)(問②)

### ◆市・県民税とは

個人の市・県民税は原則として、その年の1月1日現在に住居登録されている市町村で課税されます。また、住居外課税といって住民登録はなくても実際に住んでいる場合は、居住地の市町村で課税されます。

市・県民税は「均等割」と前年の所得金額に応じて決まる「所得割」とがあり、その合計が市・県民税となります。

ただし、住民登録はなくても、事務所、事業所または家屋敷を有している方には均等割のみが課税されます。

### ◆市・県民税の非課税

#### 均等割も所得割も非課税となる方

- ・前年中に所得がなかった方
- ・生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ・障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下であった方
- ・前年中の合計所得金額が38万円以下の方
- ・扶養親族などがある場合は、前年中の合計所得

金額が

(本人(1) + 控除対象配偶者(1) + 扶養親族数) × 28万円 + 26万8,000円以下の方

#### 所得割が非課税となる方

- ・前年中の総所得金額等が45万円以下の方
- ・扶養親族などがある場合は、前年中の総所得金額などが  
(本人(1) + 控除対象配偶者(1) + 扶養親族数) × 35万円 + 42万円以下の方
- ・総所得金額等が所得控除額合計より少ない方

### ◆市・県民税の納付

市・県民税の納付は「特別徴収」と「普通徴収」のどちらかの方法で納付します。

### ◆給与からの特別徴収

お勤め先の会社で毎月支払われる給与から支払うものです。差し引かれた市・県民税は、会社が従業員全員の市・県民税をまとめて市に納付します。

税額は5月中に会社を通じて通知されます。差し引かれる期間は6月から翌年5月までです。

例) 年税額1万5,000円の方は、6月分1,800円、7月分～翌年5月分は毎月1,200円

途中で会社を退職された場合は、残りの税額を最後の給与から一括で納付していただく方法(一括徴収)か、個人で納付していただく普通徴収に切り替わります。

### ◆公的年金からの特別徴収制度

#### ■対象となる方

- ①当該年度の4月1日現在、老齢基礎年金等を受給している65歳以上の方
- ②年額18万円以上の老齢基礎年金等の支払いを受けている方
- ③介護保険料が特別徴収(引き落とし)されている方
- ④特別徴収(引き落とし)する市・県民税額が、当該年金の年間給付額を超えない方
- ⑤年金の支払いに対して担保設定がされていないこと

#### 対象となる市・県民税

公的年金などにかかる所得分の市・県民税の均等割額と所得割額が、特別徴収(引き落とし)の対象となります。(次ページに続く)



## (続) 市・県民税 (住民税) (問①)

### ◆普通徴収

#### 徴収方法

##### ①初年度の徴収方法および時期

公的年金等の所得にかかる市・県民税の年税額については次のとおり徴収します。

時期	普通徴収		特別徴収		
	1期 (6月)	2期 (8月)	10月	12月	翌2月
税額	各期：年税額の1/4		各月：年税額の1/6		

##### ②2年目以降の徴収方法および時期

前年度の公的年金等の所得にかかる年税額は次のとおり徴収します。

時期	特別徴収 (仮徴収・引き落とし)			特別徴収 (本徴収・引き落とし)		
	4月	6月	8月	10月	12月	翌2月
税額	各月：年税額の1/4			各月：年税額の1/6		

特別徴収以外の方は、個人で市・県民税を納付します。

通常6月中旬に納税通知書が送付されますので、1年分を一括して納める全期前納か、4期に分けて納める期別納付かどちらかの方法で納付してください。納期は6月末、8月末、10月末、翌年の1月末の4回です。

### ◆市県民税の住宅ローン控除

平成21年1月1日～令和4年12月31日までに入居され、所得税の住宅ローン減税制度（住宅借入金等特別控除）を受けた方で、所得税で控除しきれなかった金額がある場合、翌年度の市・県民税から住宅ローン控除が適用されます。ただし、新築の場合は令和3年9月末、購入・増築の場合は令和3年11月末までに契約したものに限りです。

## 国民健康保険税 (問①)

国民健康保険税は、市が国民健康保険に要する費用に充てることを目的に、被保険者ごとに下記の表に掲げる計算を行い、世帯で合算した額で、世帯主に対し課税されます。

区分	医療分	後期 支援金分	介護分 (40～64歳)
所得割	前年中の所得 ×6.5%	前年中の所得 ×2.1%	前年中の所得 ×1.8%
均等割	被保険者1人 あたり 2万6,500円	被保険者1人 あたり 8,500円	被保険者1人 あたり 9,000円
平等割	一世帯あたり 1万9,000円	一世帯あたり 6,000円	一世帯あたり 4,000円
限度額	65万円	20万円	17万円

※世帯主と被保険者が65歳以上75歳未満の方で構成されている世帯は、原則として、年金から特別徴収（引き落とし）されます

## 法人市民税 (問①)

### ◆納税義務者

- ①市内に事務所、事業所を有する法人
- ②市内に事務所、事業所は有しないが寮などを有する法人
- ③市内に事務所、事業所または寮などを有する法人でない社団または財団で代表者の定めのあるもの

### ◆均等割と法人税割

法人市民税は法人の規模によって一定の税額を納める「均等割」と法人税の税額から計算される「法人税割」があります。

### ◆法人市民税の申告と納付

#### 中間申告 (予定申告)

事業年度開始の日以後、6か月を経過した日から2か月以内に申告納付します。

※法人税の中間申告を要しない法人は申告の必要はありません

#### 確定申告

事業年度終了の日の翌日から2か月以内に申告納付します。

### ◆その他の届出

新しく法人などを設立したときは「法人設立申告書」を、また、法人の代表者が代わるなど変更があったときは「法人等の異動変更申告書」を提出してください。

## 固定資産税（問②）

### ◆固定資産税とは

固定資産税は、毎年1月1日現在に、土地、家屋、償却資産（これらを総称して『固定資産』といいます）を所有している方に対して、その固定資産の評価額をもとに算定され、固定資産の所在する市町村に納める税金です。

### ◆固定資産税の納税義務者

固定資産税は、原則として固定資産の所有者に課税されます。

土地	登記簿または土地補充課税台帳に登録または登録されている方
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳に登録または登録されている方
償却資産	償却資産課税台帳に所有者として登録されている方

### ◆固定資産の価格の決定

総務省で定めた固定資産評価基準に基づき価格が決定されます。

土地	不動産鑑定などを参考に算定した正常な価格を基礎として決定されます
家屋	再建築費（同一の家屋を再び建てた場合の価格）をもとに価格が算定されます
償却資産	基本的に所有者から申告される取得価格をもとに算定されます

### ◆固定資産の評価替え

土地および家屋については、基準年度ごと（評価替えの年度で3年に一度）に資産価値の見直しを行い、賦課期日（1月1日）現在の価格が固定資産課税台帳に登録されます。基本的には第2年度、第3年度は、新たな評価替えは行わず、その価格が据え置かれることとなります。

### ◆固定資産課税台帳の閲覧・証明

4月1日以後であれば、固定資産課税台帳の閲覧、証明書の発行を受けることができます。該当資産の納税義務者、借地人、借家人および固定資産を1月1日以後に取得された方などが対象者となります。

### ◆土地・家屋縦覧帳簿の縦覧制度

納税者が自ら所有する土地・家屋の価格が適正かどうかを判断するために、縦覧によって他の土地・家屋の価格も確認できる制度です。縦覧期間の4月1日～30日（土、日は除く）に市民課窓口で、土地価格等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿を縦覧することができます。内容は資産の所在、種類（地目）、面積、価格のみとなります。

### ◆固定資産評価審査委員会

固定資産税の納税者は、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、納税通知書の交付を受けた翌日から3か月までの間において文書をもって、固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができます。

### ◆免税点

市内におけるその方の所有にかかる土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土地	30万円
家屋	20万円
償却資産	150万円

### ◆固定資産税の税率

固定資産税課税標準額に1.4%（標準税率）を乗じた額が固定資産税額となります。

### ◆償却資産の申告

1月1日現在で、事業の用に供している構築物、機械および装置、工具・器具、備品などの所有者は、1月31日までに申告してください。

### ◆固定資産の代表相続人

土地や家屋の所有者が死亡した場合、その資産は相続登記により名義変更が行われます。しかし、登記されるまでの期間は、現在その固定資産を所有している方（代表相続人）に課税されます。

### ◆納税管理人

市内に住所がない方は、市内で納税管理人を定めることができます。

## 市税の納付（問①）

### ◆市税を納付できる場所

市役所会計課、市指定金融機関\*、コンビニエンスストアなど（納付書裏面に記載）で納付できます。  
\* 福井銀行、福邦銀行、越前信用金庫、北陸銀行、北陸労働金庫、福井県農業協同組合、ゆうちょ銀行（郵便局）

### ◆納期限を超過したとき

本税に加えて、督促手数料や延滞金がかかります。令和3年4月1日以降に発送される督促状に伴う督促手数料は50円から200円に変更となりました。督促状が届いた後も納付がない場合、最終的には財産の差押などの滞納処分を受けることになります。納期限を守りましょう。

### ◆納付はお早めに

納付については、全納または期別ごとに納めることができます。また、便利な口座振替での納付をお願いします。

## 市税の減免・減額制度

### ◆市民税・法人市民税均等割の減免（問②）

次に該当する方は、その状況に応じて軽減または減免になる場合があります。

申請は納期限までで、減免が適用されるかどうかの判断のために、詳しく事情をお聞きする必要がありますので、お早めにご相談ください。

- ①生活保護者
- ②当該年度に所得が激減し、生活が著しく困難となった者またはこれに準ずると認められる者
- ③災害により著しい被害を受けた者
- ④公益社団法人および公益財団法人またはNPO法人で収益事業を営まないもの
- ⑤学校の後援団体またはこれに準ずるもの など

### ◆固定資産税・都市計画税の減免（問③）

次に該当する場合、固定資産税・都市計画税について、軽減または免除する制度があります。

- ①生活保護者自らが所有し居住する土地、家屋
- ②各区などが地域の公益のために使用する会館および敷地
- ③災害などにより著しく滅失した家屋など

### ◆固定資産税の減額（問③）

次のような工事要件に該当している場合、申告すると、固定資産税が減額されます。

- ①バリアフリー改修工事
- ②住宅耐震改修工事
- ③省エネ改修工事
- ④長期優良住宅建築など

### ◆軽自動車税の減免（問③）

一定の要件に該当する身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者および精神障がい者の方が所有している車両の軽自動車税について1台分を免除します。

ただし、自動車税（県税）で免除を受ける場合には対象外となります。

また、身体障がい者が18歳未満の場合、知的障がい者または精神障がい者の場合は、生計同一者が所有する車両でも可能です。

### ◆国民健康保険税の減免（問②）

次に該当する場合は、国民健康保険税について、減免になる場合があります。

- ①当該年度に所得が激減し、生活が著しく困難となった者
- ②災害により著しい被害を受けた者
- ③扶養者が後期高齢者となり、被扶養者が国民健康保険に加入する場合
- ④新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯主の収入が減少した場合

### ◆申請による徴収・換価の猶予（問①）

次に該当する場合、猶予制度があります。

- ①災害により財産に相当な損失が生じた場合  
例) 新型コロナウイルス感染症患者が発生した施設で消毒作業が行われ、備品や棚卸資産を廃棄
- ②本人または家族が病気にかかった場合
- ③やむを得ず事業を廃止または休止した場合
- ④利益減少など、事業に著しい損失を受けた場合

## 市税証明

納税証明	納税・収納係（問①）
所得証明	市民税係（問②）
固定資産評価証明など	資産税係（問③）

問①市民課 納税・収納係 ☎88-8101

問②市民課 市民税係 ☎88-8101 問③市民課 資産税係 ☎88-8101

## 都市計画税（問③）

1月1日現在で、市内の都市計画区域の用途地域および下水道供用開始区域内に土地、家屋を所有している方に課税されます。都市計画税課税標準額に0.3%を乗じた額が都市計画税額です。

## 家屋滅失の届出（問③）

### ◆家屋の取り壊し

家屋を取り壊した場合には、市民課資産税係に「家屋の取り壊しの届出書」を提出してください。

その家屋の固定資産税・都市計画税は、翌年度から課税がなくなります。

また取り壊した家屋が登記してある場合には、法務局へ「滅失登記」の手続きも必要です。

（注）年税ですので、年度中に家屋を取り壊されても還付されません

## 軽自動車税（種別割）（問③）

4月1日現在で、原動機付自転車、軽自動車、二輪車、小型特殊自動車、農耕車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。

※原動機付自転車、小型特殊自動車の異動の手続きは市民課窓口で行います

（注）月割課税ではありませんので、年度中に廃車手続きをしても還付されません

届出の種類	持参するもの
購入	自賠責保険証、販売証明書
廃車	ナンバープレート
名義変更	自賠責保険証、譲渡証明書

## 自動車の臨時運行許可（問③）

### ◆届出に必要なもの

事業主の方	自賠責保険証
個人の方	自賠責保険証、運転免許証

### ◆許可証および標識の交付

「臨時運行許可申請書」に車名、形状、車体番号、運行経路、目的、期間などを記入します。

許可申請書が正しく記載されていれば、許可証と標識をお渡しします。

※許可証と標識は運行開始日から5日以内に返却してください

## 情報公開や個人情報保護

## 公文書の情報公開（問④）

市民の「知る」権利を尊重し、市政に対する市民の理解と信頼を深めるために、市が保有している行政文書（公文書）について、「勝山市情報公開条例」に基づき公開しています。

### ◆実施機関

情報公開を実施するのは、市のすべての機関で、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、地方公営企業の管理者、勝山市土地開発公社および議会となります。

### ◆対象文書

開示請求の対象となる公文書は、実施機関の職員が平成12年4月1日（条例施行日）以後に作成し、または取得した文書、図画、電磁的記録です。決裁などの手続きを終了した文書に限定せず、職員が組織的に用いるものを広く対象とします。

### ◆請求できる方

どなたでも（団体を含む）請求することができます。ただし市内に在住、在勤または在学の方、市内に事務所または事業所がある法人その他の団体以外の請求については、1請求あたり1,000円の手数料をいただきます。

### ◆公文書の開示

請求のあった公文書は、原則開示が基本ですが、公文書の中には、開示することによって個人の権利利益が害されるものや行政の公正かつ適切な運営を妨げることになるものなどがあるため、例外的に開示できない場合があります。

### ◆不服申し立てなど

公文書の開示決定など不満があるときは、実施機関に不服の申し立てができます。実施機関は、不服申し立てを第三者機関である情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して決定を行います。

（次ページに続く）

## (続) 公文書の情報公開 (問①)

### ◆その他

情報公開条例をより充実したものとするため、次のような規定を設けています。

#### 情報提供に関する施策の充実

市民の皆さんが請求手続きをしなくても知りたい情報を知ることができるように資料を収集し、市政に関する情報を明らかにするよう努めます。

#### 施行の状況の公表

毎年1回、実施機関における情報公開の施行の状況を公表します。

#### 出資法人などの情報公開

市が一定の出資をしている法人などに対し、この条例の趣旨に基づき出資法人などが保有する情報を公開するよう協力を要請します。

法令または他の条例により公文書の閲覧、縦覧、写しの交付などの手続きが別に定められている場合には、その手続に従います。

## 個人情報保護 (問①)

市では、個人情報の取り扱いに関する基本的な事項を定め、個人の権利利益を保護することを目的に平成16年4月1日から「勝山市個人情報保護条例」を施行しています。

### ◆個人情報とは

生存する個人に関する情報で、氏名、生年月日など個人を特定できる情報。いくつかの情報を組み合わせることで個人を特定できる場合も個人情報として取り扱います。

(例) 氏名、性別、生年月日、住所、本籍、電話番号、思想、心身の状況、学歴、病歴、職歴、親族関係、所得や財産の状況など

### ◆個人情報保護条例の対象

市役所(実施機関)の責務はもちろん、市民、市内事業者の皆さんにも個人情報の適切な管理の責務を定義しています。

### ◆個人情報の取り扱いルール

市が個人情報を取り扱う事務を行うためには、その内容を登録簿に登録する必要があります。

また、この登録簿は自由に閲覧可能です

- 市が個人情報を収集する際は、原則として個人から収集し、必要以上の情報は収集しません
- 思想、信条、宗教、その他社会的差別の原因となる要配慮個人情報は、法令に定めがある場合などを除き、取り扱いしません
- 市が個人情報を利用するときは、法令などに基づくとき、また利用するのに合理的な理由があるときなどを除き、収集の目的の範囲を超えて、個人情報を利用しません
- 原則、外部に個人情報を提供しません
- 必要があつて外部委託をする場合は、その事業者に対して、プライバシーを守るために必要な措置をします
- 市が個人情報を管理する際は、常に正確で最新の状態に保ち、漏えい、滅失、改ざん、損傷などを防止します。また、保管する必要がなくなった個人情報は、確実かつ速やかに廃棄します

### ◆苦情相談など

個人情報に関する苦情などの相談は、市民課の市民相談係および総務課の相談窓口へご相談ください。

### ◆事業者の方の個人情報の取り扱い

事業者の方は、事業の中で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護の重要性を念頭に置いて、個人の権利利益を侵害しないよう、適正な取り扱いに努めて事業を営まれ、また勝山市の個人情報の保護施策に協力するよう努めてください。

### ◆市民の方の個人情報の取り扱い

一般家庭でも、ダイレクトメールや勧誘電話などにより、個人情報への関心が高まっています。

このため、日頃から、自己の個人情報の適切な管理に注意することはもちろん、他人の個人情報の取り扱いについても、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければなりません。